報道各社の皆様へ　　2016年12月7日

川口市議会への申入れを実施について

～川口市の選挙公営改定によるムダ使い防止のために～

川口市民オンブズマン

■ ごあいさつ

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、当会は昨年の統一地方選挙において、埼玉県議会議員選挙、川口市議会議員選挙における選挙ポスターのムダ使いを未然防止するための活動を行い、選挙公営における選挙ポスター単価等の問題を継続して指摘してきました（当該活動については当会HP掲載の記者発表（2015/8/24）を参照ください）。

今般、平成28年、第4回（12月）川口市議会定例会で、『川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例』が上程されたため、裏面のとおり、川口市長、川口市議会議長（写しとして市議会議員各位）、選挙管理委員会事務局宛てに、申入れを行ったことを公表します。

■条例改定による影響（当会試算）

前回の統一地方選挙における、市議会議員選挙の立候補者に対する、川口市による公費負担結果から当会が試算しましたところ、上程「された条例が可決された場合、合計で2,134,825円の公費負担増となることが判明しています（立候補者数が同様で、各立候補者への公費負担率が同じと仮定した試算結果です）。

【内訳】 選挙カーのレンタル代　+607,525 円　　ガソリン代　+22,738 円
運転手の人件費　+642,500 円　　選挙ポスター　+862,061

なお、既に条例が改定された埼玉県の場合、上記と同様に試算しましたところ、埼玉県議会議員選挙での選挙ポスターのみで 23,639,108 円の公費負担増となることが判明しています（前回の埼玉県議会議員選挙の選挙ポスターの公費負担は合計約 9,900 万円です）。全国規模で考え場合、多額な公費負担増が予想されます。

■全国各地で続々と条例改定されている背景等について

別紙の総務大臣による文書を機縁として、全国各地で選挙公営に関する条例改定が議決されています。

※県内では、さいたま市・川越市・新座市で改定されていることを確認しております。

当該条例改定は、全国各地の自治体・議会が、その自治体における状況・事情等をまったく考慮せずに、単純に国政選挙における公費負担の上限金額を準用するだけで実質的な検討もなく上程された、怠慢な条例改定（案）と言わざるを得ません。川口市が川口市議会・本会議（11月30日）で上程議案の説明した際も、条例改定の必要性などの説明はまったくありませんでした。※川口市議会の議会中継（録画）で確認済み。

選挙公営による不正支出が全国的に問題となってから7～8年程度経過し、本来は選挙公営の適正運用や市場価格を反映した公費負担の上限金額の見直しをすべきですが、当該問題に関する世間の監視が緩くなっている中での改定は、ますます地方議会への住民の信頼低下を招くと考えます。

■　その他

詳細不明点等がありましたら川口市民オンブズマンのHP、当会の連絡先までお願いします。

以上

川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄
〒333-0821 川口市東内野56-33　電話：048-295-0580　Fax：020-4664-3249
kawaguchi.citizen.ombudsman@jcom.zaq.ne.jp　http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/

川口市長　　奥ノ木　信夫　　様
市議会議長　　吉田　英司　　様
川口市選挙管理委員会・事務局　　様

（写し）
川口市議会議員各位
川口市議会事務局長

平成28年12月7日
川口市民オンブズマン・代表　村松幹雄
〒333-0821 川口市東内野56-33
電話：048-295-0580
Fax：020-4664-3249
kawaguchi.citizen.ombudsman@jcom.zaq.ne.jp

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に関する

申入書

平成28年第4回（12月）川口市議会定例会の議案である、『川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例』について、以下のとおり申し入れます。

記

第１　そもそも選挙公営制度は自治体として任意の制度であり、この制度自体の有無や公費負担の金額設定は、あくまでも自治体として判断により制度化、設定するものであることを踏まえて、条例改定について議論・検討を行うこと。

第2　条例改定については、単に公職選挙法の改定による国政選挙における公費負担の上限額を準用して、『国基準単価との整合性を保つ』という理由ではなく、地方自治体独自として、その改定の必要性、市場価格を踏まえた上限金額の妥当性を行政・議会の双方でしっかりと議論・検討を行うこと。

第3　過去に地方選挙の立候補者による選挙公営の公費負担が違法不当な支出として、全国的に問題視されたことを再度、認識したうえで、市民に対する説得性のある改定を行うこと。

第4　選挙ポスターについて公費負担の上限金額改定は、現在の印刷市場における市場価格を踏まえると、条例改定は不要であり、当会としては改定に反対です。当該事項については改定を行わないこと。

以上